

令和3年度～5年度（令和5年度） 滝川市虐待報告（高齢者）

1 虐待通報件数

	通報件数	実人数	虐待有と判断
令和3年度	10 件	9 人	8 件
令和4年度	7 件	7 人	7 件
令和5年度	6 件	6 人	3 件

※令和5年度は12月末現在

2 虐待通報の種別内訳（複数あり）

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	ネグレクト
令和3年度	10 件	1 件	0 件	0 件	0 件
令和4年度	7 件	2 件	0 件	0 件	0 件
令和5年度	4 件	2 件	0 件	1 件	0 件

※重複あり

3 虐待通報者内訳

	本人	家族	介護関係	警察	民生委員等	医療機関	知人等
令和3年度	0 件	0 件	1 件	9 件	0 件	0 件	0 件
令和4年度	0 件	0 件	0 件	7 件	0 件	0 件	0 件
令和5年度	1 件	1 件	1 件	3 件	0 件	0 件	0 件

4 被虐待者の性別（通報件数による内訳）

	男性	女性
令和3年度	0 人	10 人
令和4年度	1 人	6 人
令和5年度	2 人	3 人

※1件は被虐待者の性別不明

5 被虐待者の年齢（通報件数による内訳）

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
令和3年度	4 人	2 人	3 人	1 人	0 人	0 人
令和4年度	0 人	1 人	2 人	3 人	1 人	0 人
令和5年度	1 人	2 人	1 人	0 人	1 人	0 人

※1件は被虐待者の年齢不明

6 養護者等（通報件数による内訳）

	夫	妻	息子	娘	親族	施設	その他
令和3年度	7 人	0 人	0 人	2 人	1 人	0 人	0 人
令和4年度	4 人	0 人	2 人	0 人	1 人	0 人	0 人
令和5年度	1 人	2 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人

7 養護者等の年齢（通報件数による内訳）

	～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～
令和3年度	4 人	0 人	1 人	2 人	2 人	1 人	0 人
令和4年度	3 人	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人	0 人
令和5年度	4 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人

8 虐待と判断し分離した件数

令和3年度	2 件
令和4年度	5 件
令和5年度	2 件

9 虐待と判断した事案概要

令和3年度	虐待の区分		虐待の種別	事案の概要	通報先
	1	養護者	身体的虐待	夫が、就寝していた妻の髪の毛をつかみ「お金を返せ」などと言い、頭部を3・4回手拳で殴打する暴行を加えた。夫は4～5年前から認知症の症状があり、著しいお金への執着から、たびたび金融・公的機関ともトラブルをおこし、年金日になると妻に対して「お金を返せ」と激昂し、暴力に及ぶこともあった。同意による精神科受診は困難なことから、医療保護入院をすすめたが、妻や家族の同意が得られなかったため、認知症初期支援チームが介入し、経過観察している。	滝川警察署
	2	養護者	身体的虐待	妻は統合失調症で長年通院しており、当日は精神科の受診日で、夫が受診を促すと、妻が拒否したため、夫が妻を平手で2～3発叩いた。妻は精神的に不安定であり、夫もよく眠れていない中で攻撃的になり、暴力となった。妻は2日後に予定されていた悪性腫瘍の治療のため入院となった。退院後、妻は介護サービスを利用開始し、ケアマネも関わるようになり、夫の負担軽減を図りながら、経過観察している。	滝川警察署
	3	養護者	身体的虐待 心理的虐待	祖母が警察署へ行き、同居の孫から暴力を受けた旨を申し立てた。自立支援施設を退所した発達障害の孫を、祖父母が引き取り同居していたが、同居当初から万引きや暴言があり、徐々に衝動性と攻撃性が増し、祖父母に対する暴力や暴言が増加し身の危険を感じた。孫は保護観察期間中であり、暴力行為は警察へ通報すること、孫の問題行動への対応について主治医の意見を合わせ、被害者である祖父母とともに警察、保護司、市社会福祉士、保健師が共通理解し、対応していくこととした。	滝川警察署
	4	養護者	身体的虐待	夫に寝袋を投げつけられた弾みで、妻が転倒し大腿部をぶつけた。以前にも夫から「殺す」との暴言があったとの訴え。はじめ妻に認知症が疑われたため、認知症初期集中支援チームが介入したが、妻は「何も対応してほしくない」と、夫や親族との接触を拒否した。妻も夫に対し攻撃的な言動があり、夫婦間で口論になるようで、夫は施設入所を検討したが、金銭的に難しく、分離にならなかった。妻が精神的に落ち着いてきたこともあり、経過観察している。	滝川警察署
	5	養護者	身体的虐待	夫は以前から認知症の疑いがあり、妻が財布を管理していたが、妻が財布を盗んだと思い込み、口論になった後、夫が妻の右頬を殴打し、右臀部に足蹴りした。通報時、妻は市内の娘宅に避難していた。警察や保健所が本人のところへ訪問すると、夫は落ち着いていて、妻に手をあげたことも忘れており、受診を拒否した。後日、包括で訪問し、娘と一緒に説得して、その日のうちに受診することができ、医療保護入院となった。	滝川警察署
	6	養護者	身体的虐待	別居の次女が、母親に対して杖で頭を叩く、腰を蹴る、包丁を突き付けるなどした。次女は別居だが、本人の通帳を預かる等の金銭管理をしている状況であった。警察より加害者の妹である三女に監護依頼し、母親と次女が接見しないこととした。次女に頼っていた家事支援を、介護認定による介護サービスや代行サービス等を利用することとした。現在、母親は精神科病院に入院中。	滝川警察署
	7	養護者	身体的虐待	息子の車両ナンバーの由来（1108＝良い親）を知った夫が、「お前のどこが良い親だ」と発言し、激昂したことを発端に口論となり、夫が妻の胸ぐらを掴む暴力を振るった。妻は息子宅に避難し「離婚する」とのこと。8月にも夫の暴言から警察に通報しており、その際も離婚すると話していたが、元の生活に戻っている。息子宅に避難でき、地域の見守りがある状況である。夫は介護認定を受けており、担当ケアマネの訪問により状況を把握し、経過観察していく。	滝川警察署
	8	養護者	身体的虐待	要介護5の妻が、深夜に目を覚まし、寝ている夫の身体を叩いて起こすことが2・3日続き、腹を立てた夫が、妻の右頬を平手で叩き返してしまった。夫からケアマネに手を上げたことを話しており、日頃から介護が限界になれば、ケアマネに施設入所の相談をしようと言っており、ケアマネの訪問等で見守りをしていくこととした。	介護関係者

令和4年度	虐待の区分		虐待の種別	事案の概要	通報先
	1	養護者	身体的虐待	腱板断裂で退院直後の妻に、夫が「通帳よこせ」等と言ったことから口論に発展。夫が妻の首を絞め、妻が右側頸部に擦過傷を負った。妻の通報で、夫は逮捕拘留され、翌日夕方の出所前に、安全のため妻を自宅から避難させ分離した。妻は安全確保のため長男が手配したホテルに滞在。その後は家に帰らず、高齢者施設に一時宿泊しながら、今後生活する住宅などを長男が手配することとなった。妻は夫の認知症を疑ったが、面談の結果、夫に著明な症状は見られず、夫は自宅で過ごすことになった。	滝川警察署
	2	養護者	身体的虐待	母親が早朝4時に着物を整理し始めたことに、同居している次男が憤慨。次男が廊下に着物を投げようとしたところ、母親が抵抗したため、臀部を2・3回にわたって足蹴りした。警察の聴取の中で、高齢者本人の支離滅裂な発言、認定機能の低下、激昂、錯乱状態等の精神症状がみられたため、精神科病院に受診。別居の長男の同意による医療保護入院となった。	滝川警察署
	3	養護者	身体的虐待 心理的虐待	妻から警察署への来所相談。夫は3年ほど前から、妻に対し日常的に「ぶっ殺すぞ」「家に火をつけてやる」等と暴力的な言動をしており、日常的に叩く、蹴るなどの暴力も受けていた。同居の息子の同意により、精神科病院に医療保護入院となった。	滝川警察署
	4	養護者	身体的虐待 心理的虐待	夫の運転でドライブに行った際、妻が7年前に本人が義弟（夫の弟）から肉体関係を迫られ、夫や夫の姉が擁護してくれなかったことを持ち出して口論となった。夫が急ブレーキをかける暴行、「電信柱にぶつけてやる」などの発言があった。怪我はなし。警察から長男へ両者の監護を依頼。妻からの通報は4度目で、夫は離婚を望んでいるが、妻は経済的理由で離婚は望まない。夫婦ともに認知機能の低下はなく、口論は家族関係に起因しており、警察から家族内での対応を確認することとした。	滝川警察署
	5	養護者	身体的虐待	父親が、母親の作った夕食に文句を言ったことで、同居の息子が激昂して口論となり、父親の頬を平手打ちし、座布団を投げつけ、頭をつかむ暴力を加えた。息子は無職で、両親に経済的に頼り、父親も下肢が不自由で息子に頼る生活であった。父親は認知症や介護を要する状況ではないため、警察がその後の状況確認することとした。本人は「自分の息子だから」との理由で事件案件にはしたくないと、今後も同居する意向であった。	滝川警察署
	6	養護者	身体的虐待	妻が、夫に「買い換えたテレビの代金を用意して」と繰り返し伝えたところ、夫が「ぶち殺すぞ」「頭を勝ち割るぞ」などと言い、持っていた杖を振り回し、妻の腰付近を数回殴打した。同様のことを何度か繰り返しており、夫婦ともに認知機能の低下が疑われた。通報時対応した警察の判断で、夫は精神科病院に入院し、転院している。	滝川警察署
	7	養護者	身体的虐待	ひ孫が遊んでいたおもちゃを片付けていた祖母に対し、同居の孫が「早く片付けろや」と怒鳴り、祖母の顔面を右手拳で1回殴打する暴行を加えた。孫は逮捕拘留され、検察庁に身柄送致された。祖母は、加害者である孫には精神疾患があり、精神科入院を要望したが、障がい福祉に関わる診断や障がい者手帳は取得していなかった。地域生活定着支援札幌センターの支援により、釈放後はグループホームの入居など障がい福祉制度サービス利用ができるよう対応している。	滝川警察署

令和5年度	虐待の区分		虐待の種別	事案の概要	通報先
	1	養護者	身体的虐待	夫が大声で「死にたい」等と叫ぶため、制止しようと妻が腕を掴んだところ、夫に突き飛ばされ、ドアノブに腰を強打。妻は警察に通報したが、夫は大声を出し威圧等を繰り返したため、警察から保健所に通報し、当番医に受診させ、任意入院となった。入院当初は夫も落ち着き、精神科での治療もなく、任意入院のため、退院して施設入所を検討する話がでたが、妻が同居はもう難しく、離婚したいという意思があり、夫も同意したため、介護認定を受けたり施設入所の手続きを進めていたが、夫が精神的にも落ち着かなくなり、他に病気が見つかり、入院したまま亡くなった。	滝川警察署
	2	養護者	身体的虐待	同居の娘（三女）が、母親に掃除を命じたが、別の場所を掃除していたことから、娘が憤慨し、グラスで母親の頭を殴る暴行を加えた。傷害事件として娘（三女）は逮捕拘留後、アルコール依存症のため、精神科病院に入院となった。母親は、市外の長女宅に一時的に身を寄せた後、長女宅の近くに住居を移すこととなった。	滝川警察署
	3	養護者	身体的虐待 心理的虐待	認知症のある夫が、妻と口論になり、包丁を持ち出したが、妻が杖で夫の手から包丁を叩き落とし、夫の顔を平手打ちした。夫は何も持たずに家をでたが、徘徊のおそれがあったため、妻が自ら警察に通報。夫は、警察が妻から事情聴取している間に帰宅した。夫が包丁を持ち出すのは2回目で、認知症で、夜間不眠などもあったため、後日精神科を受診し、入院することとなった。1ヶ月ほど入院し、夫の状態も落ち着き、家族や本人も退院を希望したため、関係者が集まって会議を行い、自宅で介護サービスを利用しながら、ご夫婦ともに口論にならないよう充分注意してもらうよう伝え、退院した。	滝川警察署